

(2) 判断の要旨³⁷

本件原発事故当時、福島第一原発のオフサイトセンターに放射性物質を除去するための空気浄化フィルターは設置されていなかったが、当時の法令の定めや、平成21年2月の総務省行政評価局による指摘を受けて一定の改善措置が講じられたことに鑑みると、違法とはいえない。また、上記オフサイトセンターは、本件地震による停電を受けて非常用電源が稼働した後、再び停電状態となったが後に復旧しており、電源設備の関係で違法があったともいえない。

6 原告らが主張する違法事由⑥（被告国及び被告県が周辺自治体との間で SPEEDI の計算結果の情報共有を怠ったこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨³⁸

SPEEDI による予測計算結果（上記1）は、福島第一原発の周辺自治体が住民避難等の対策を行うに際して有用な情報であり、被告国及び県は、周辺自治体との間で適切にその情報を共有すべき義務があったが、これを怠った。

(2) 判断の要旨³⁹

SPEEDI による予測計算結果については、前記1のとおりであり、被告国及び県が、実際の公表とは別に、福島第一原発の周辺自治体との間で情報共有を行わなかったとしても、原告らが主張する違法があったとはいえない。

7 原告らが主張する違法事由⑦（被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱した山下俊一氏の発言を放置したこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨⁴⁰

山下俊一氏が、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーとして福島県内の講演等においてした発言は、放射線の健康被害に関する科学的知見に著しく反するものであって、これにより本件国賠原告らは無用な被ばくをさせられた。

³⁷ 判決書 190～193 頁

³⁸ 判決書 193 頁

³⁹ 判決書 193 頁

⁴⁰ 判決書 193～194 頁

被告県が山下氏によるこれらの発言を放置したことは、違法である。

(2) 判断の要旨⁴¹

山下氏（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授）は、3月19日、被告県から委嘱されて福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（放射線と健康に関する正しい知識を福島県民に提供することを役割とする。）に就任し、被告県の依頼を受け、上記アドバイザーとして、福島県内で開催された講演会等において、住民等を対象として放射線の健康影響について講演するなどした。そこでの山下氏の発言のうち、本件国賠原告らが著しく不適切な内容のものとして指摘する発言は、一般聴衆に対する誤解を招く内容や不適切な表現を一部に含むものではあったが、放射線の健康被害に関する科学的知見を一般の参加者向けに平易に説明したものであり、本件国賠原告らが主張するような評価（放射線の健康被害に関する科学的知見に著しく反する内容であるとか、混乱を避け福島県の経済復興を最優先課題とする発言であるなど）は相当でなく、一部の発言については訂正し、積極的に誤解を与えようとする意図はうかがわれないことなどにも鑑みると、この点に関する被告県の措置に違法があったとはいえない。

8 本件国賠部分についてのまとめ

以上によれば、その余の争点（因果関係、損害、消滅時効等）について判断するまでもなく、被告国及び県には、本件国賠原告らが主張する国家賠償法上の違法事由はいずれも認められないから、本件国賠部分の請求は理由がない。

以上

⁴¹ 判決書 194～203 頁